

厚生労働大臣が定める疾病等

別表7

①	末期の悪性腫瘍
②	多発性硬化症
③	重症筋無力症
④	スモン
⑤	筋萎縮性側索硬化症
⑥	脊髄小脳変性症
⑦	ハンチントン病
⑧	進行性筋ジストロフィー症
⑨	パーキンソン病関連疾患
⑩	多系統萎縮症
⑪	プリオン病
⑫	亜急性硬化性全脳炎
⑬	ライソゾーム病
⑭	副腎白質ジストロフィー
⑮	脊髄性筋萎縮症
⑯	球脊髄性筋萎縮症
⑰	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
⑱	後天性免疫不全症候群
⑲	頸髄損傷
⑳	人工呼吸器を使用している状態

別表8

①	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にあるもの
②	在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己同様指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にあるもの
③	人工肛門または人工膀胱を設置している状態にあるもの
④	真皮を越える褥瘡の状態にあるもの
⑤	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているもの

*⑨ホーエンヤールの重症度分類がステージ3以上で、生

活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のもの